

議案第181号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に
関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「手数料」を「第1項の手数料」に改める。

第32条第2項中「手数料」を「前項の手数料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物収集運搬業に係る試験手数料）

第32条の2 本市が実施する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識の

有無を認定するための試験を受けようとする者は、当該試験の受験の申込みの際、

1人1回につき25,000円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

一般廃棄物収集運搬業に係る試験の手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 (抄)

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 省 略

2 省 略

3 前2項に定めるもののほか、**第1項**の手数料の徴収について必要な事項は、市規則で定める。

(一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料)

第32条 省 略

2 既納の前項の手数料は、還付しない。

(一般廃棄物収集運搬業に係る試験手数料)

第32条の2 本市が実施する一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識の有無を認定

するための試験を受けようとする者は、当該試験の受験の申込みの際、1人1回につき25,000
円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の前項の手数料は、還付しない。